平成２５年（フ）第４２号
岐阜県可児市土田2020番地３
破産者　谷口芳樹こと　文　　芳樹
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２４５号
静岡県沼津市沢田町３番７号、前住所静岡県沼津市柳町３番77号
破産者　伊海　　仁
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６４７号
京都市右京区西院西寿町15番地
破産者　堀井　良子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６８２号
京都市伏見区石田森南町34　醍醐石田団地19―802、住民票上の住所京都府宇治市宇治米阪33番地の14
破産者　奥田　信子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７４１号
京都市伏見区深草一ノ坪町14番地７
破産者　向井　眞律
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
広島県呉市焼山東１丁目21番８号
破産者　濱下　宇治
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４号
香川県高松市香西北町277番地２
破産者　柴田　正治
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６号
長崎県長崎市愛宕４丁目12番30号
破産者　岡上　　博
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９９号
熊本県菊池郡菊陽町大字戸次329番地
破産者　大塚　修一
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５７号
熊本市南区田迎２丁目16番15号　ハイムコスモス101
破産者　江嶋　茂吉
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３９号
熊本市南区近見３丁目７番３号　フレグランス林101、前住所熊本県上益城郡御船町大字高木2104番地30
破産者　福永　直人
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５３号
熊本市中央区九品寺２丁目８番19―905号　ルミナス九品寺、前住所熊本市北区下硯川２丁目24番６号
破産者　日髙　勝也
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
大分県臼杵市野津町大字落谷1466番地の３
破産者　川野　弘明
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６号
大分市大字小野鶴1857番地の７
破産者　四童子　章
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第８３号
茨城県つくばみらい市小張3972番地19
破産者　内山　明美
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３４９号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目１番40号
破産者　ピュア食品株式会社
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２号
埼玉県富士見市関沢３丁目17番31号
破産者　株式会社ヴァーモス
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５３６２号
大阪市中央区日本橋２丁目３番１号
破産者　大阪削鰹株式会社
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７５４号
大阪市中央区日本橋２丁目３番１号
破産者　大阪鰹節株式会社
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部